

宇城市議会議長交際費取扱指針

(平成 26 年 4 月 1 日策定)

1 議長交際費の趣旨

議長交際費は、宇城市議会議長（以下「議長」という。）が議会を代表して行う外部との交際に要する経費であり、その支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限とする。

2 議長交際費の支出

議長は、交際上必要と認めたもの並びに市議会の運営及び市行政にとって有益と認めたものについて、予算の範囲内で議長交際費を支出する。

3 議長交際費の支出範囲等

議長交際費の支出範囲は次の表のとおりとする。

支出項目	支出内容	支出金額
生花	各種大会等	20,000 円以内で妥当と認められる額
祝金	各種大会等	10,000 円以内で妥当と認められる額
懇談費	意見交換、情報収集のための懇談会等	10,000 円以内 ただし、懇談の場所等を考慮しこの額によりがたい場合は、社会通念上妥当と認められる額
会費	会費が定められた会議等	会議出席に要する費用等について定められた額 ただし、会費の指定がないものは 5,000 円を原則とし、社会通念上妥当と認められる額
雑費	贈答品の購入、印刷物の作成等	社会通念上妥当と認められる額

前項に規定する支出範囲において、特に前例のないもの及び金額に定めがないもの等が生じた場合は、その都度議長が事務局長と協議のうえ決定する。

4 議長交際費の不支出

第 2 条及び前条の規定にかかわらず、議長交際費は特定の議員、政党その他の政治団体、宗教団体等にかかる慶弔、会費等についてはこれを支出しない。

5 議長交際費の公表

議長交際費の内容については公表する。

公表については、毎月、前月分を宇城市議会ホームページに掲載するものとする。

6 議長交際費の見直し

議長は、議長交際費の支出内容や金額が市民感覚と離れることのないよう、社会経済状況の変化等を十分考慮したうえで、この基準の適正な執行に努めるとともに、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

7 その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。